

ともながまさおの原爆講話第8回 令和5年4月19日  
at HCC

全国医学生ゼミナールより

被爆から72年：ヒバクシャの  
人生（いのち）を支えて

～核兵器なき世界の行方～

平成30年3月17日（土）  
東京スポーツ文化館

1945.7.16  
史上初の核実験  
ニューメキシコ州  
アラモゴード



核時代の78年

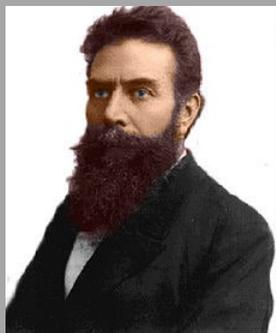
被爆者の78年

核廃絶の行方

日本赤十字社長崎原爆病院  
名誉院長・長崎大学名誉教授

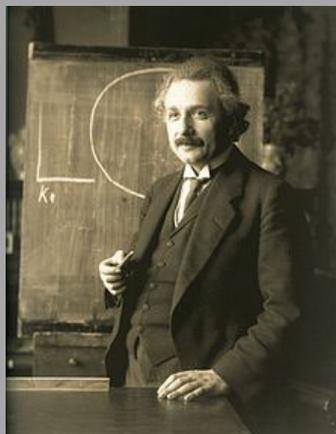
朝長万左男

# 科学史における怒濤の半世紀



X線の発見  
ノーベル物理学賞  
(1901第1回)

相対性理論  
ノーベル物理学賞 (1910)  
パグワッシュ会議創設



ノーベル物理学賞 (1938)



原子炉でプルトニウム生成

1895  
レントゲン  
1898  
キュリー夫人

1905  
アインシュタイン

1938  
ハーン

1939  
アインシュタイン  
(ローズベルトへの手紙)

1941  
フェルミと  
シカゴ大グループ

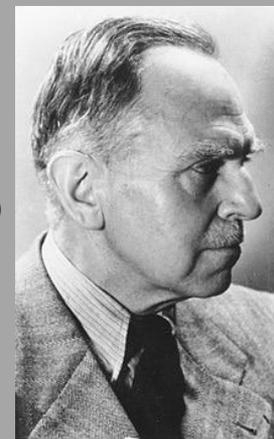
1942~1945.7  
オッペンハイマー  
アラモゴード核実験  
(核時代の幕開け)

**1945.8.6. & 9**



ラジウムの発見  
ノーベル物理学賞  
(1903)

中性子による核分裂の発見  
ノーベル化学賞 (1944)

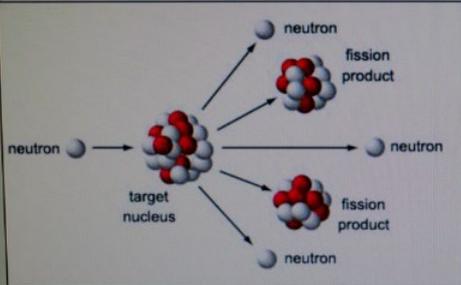


マンハッタン計画責任者



# 核分裂と核融合

## FISSION & FUSION

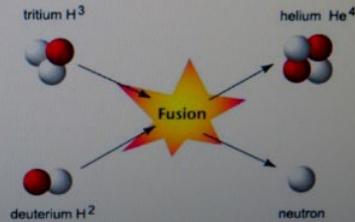


Splitting large nuclei releases energy

$$E=Mc^2$$

$$E=Mc^2$$

Fusing light nuclear releases energy



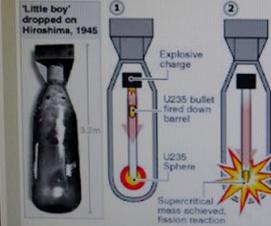
## 長崎原爆 プルトニウム塊の サイズ



Figure 2.1. This glass ball, about 8 cm. in diameter, is the size of the plutonium core in the bomb exploded over Nagasaki. Photo by Robert Del Tredici.

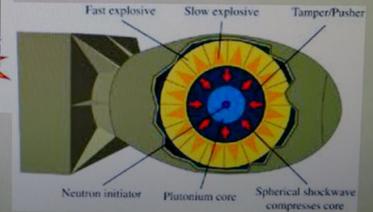
## FISSION BOMBS

### Gun-triggered fission bomb



Gun-triggered fission bomb "Little Boy" dropped on Hiroshima 1945

Implosion fission bomb "Fat Man" dropped on Nagasaki 1945



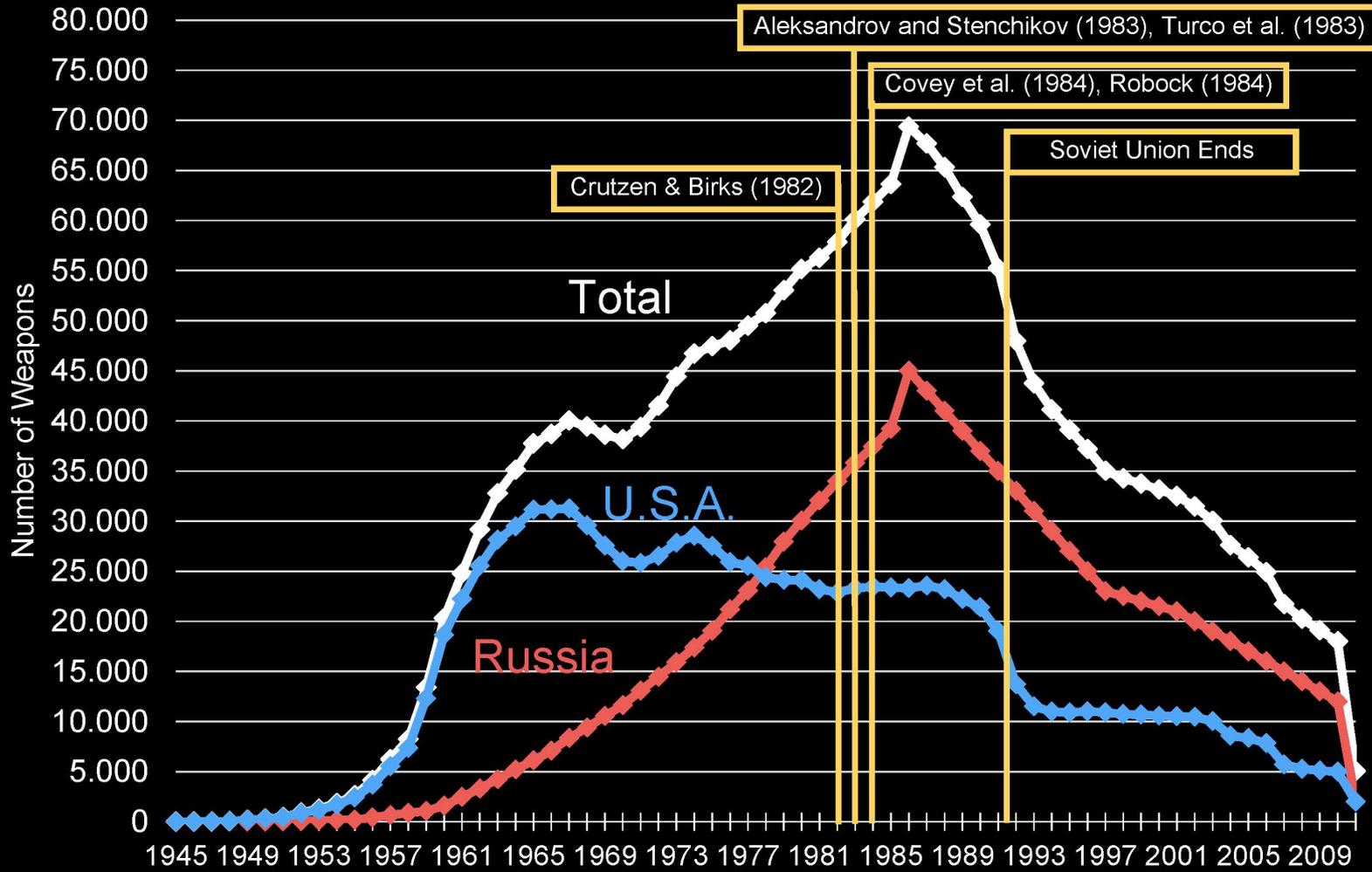
## 原子爆弾

## THERMONUCLEAR BOMBS



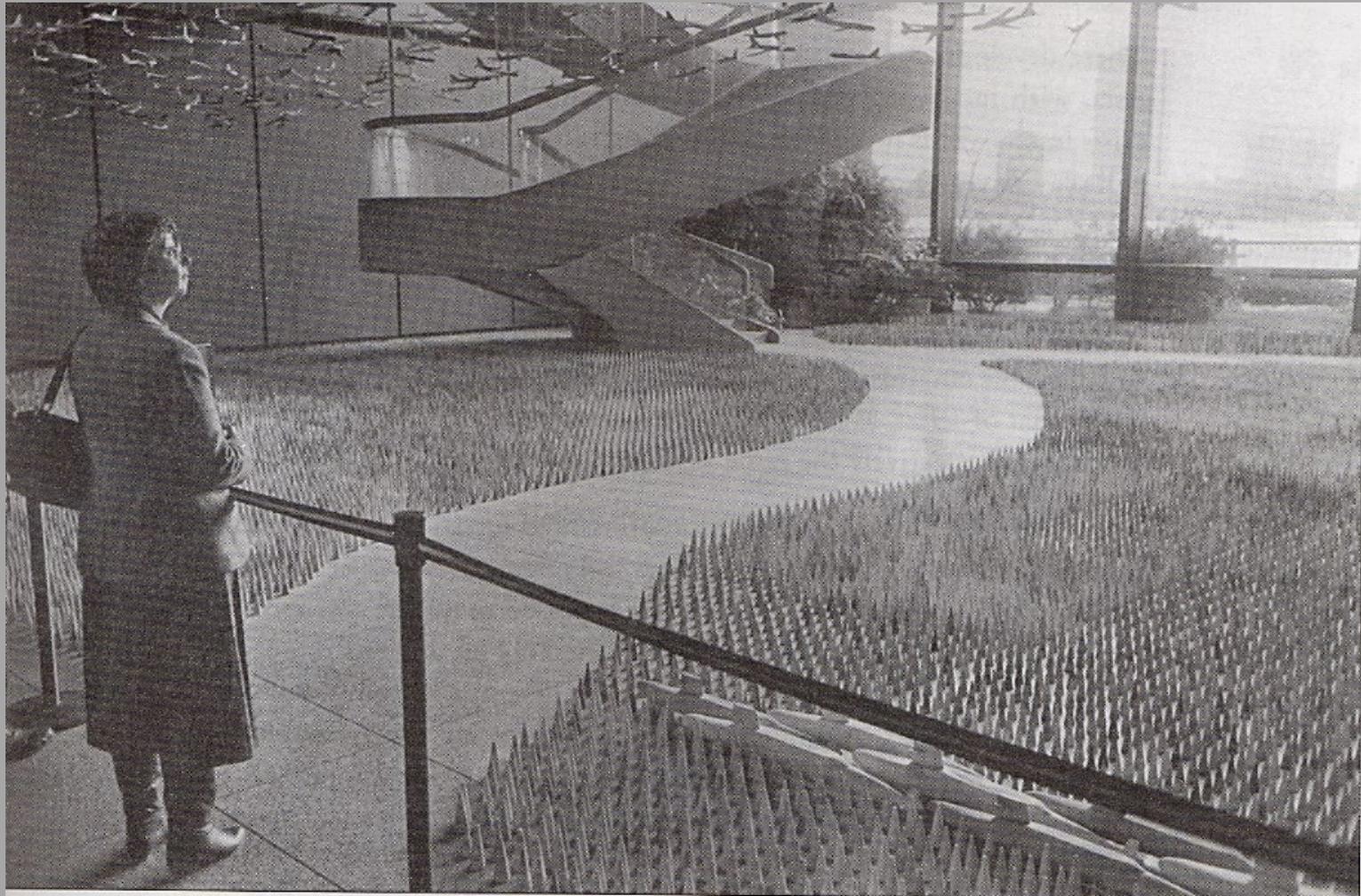
## 熱核融合(水素)爆弾

# History of Nuclear Warheads



Source data: R. S. Norris, H. M. Kristensen, Bull. Atom. Scientists, 66, 77

(2010)



米国核兵器ミュージアム 7万発の核弾頭

1963:

# Partial Test Ban Treaty

 **CTBTO** | preparatory commission for the  
PREPARATORY COMMISSION comprehensive nuclear-test-ban  
treaty organization

部分核実験禁止条約締結  
ケネディー大統領  
1963年10月7日 署名



President Kennedy ratifying the PTBT on 7 October 1963.

外部被ばく線量推計結果

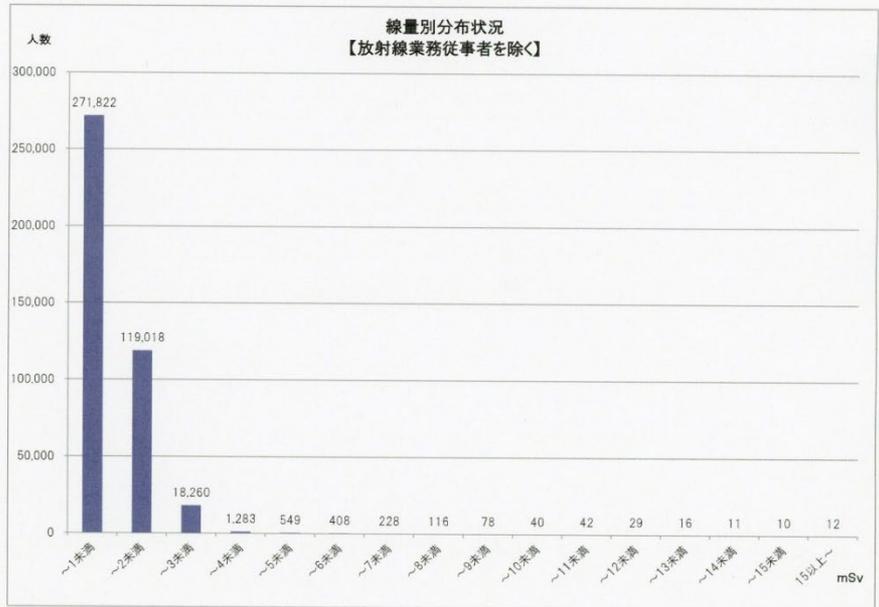
【 全県調査(先行調査+全県民調査) 】

地域別・線量別推計

福島県民の  
外部被ばく線量推計

実効線量 (mSv)	全データ	放射線業務従 事者除く	左の内訳								放射線業務従事者除く線量別割 合(%)	
			県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき			
～1未満	277,350	271,822	38,556	59,863	21,252	33,935	3,536	54,214	60,466	66.0	94.9	99.8
～2未満	121,165	119,018	69,710	35,168	1,974	146	22	11,562	436	28.9	4.7	
～3未満	18,589	18,260	11,101	5,332	10	3	0	1,795	19	4.4	0.2	
～4未満	1,349	1,283	388	244	0	1	0	647	3	0.3	0.1	
～5未満	584	549	35	5	0	0	0	509	0	0.1	0.1	0.2
～6未満	458	408	18	2	0	0	0	388	0	0.1	0.0	
～7未満	258	228	5	0	0	0	0	223	0	0.1	0.0	
～8未満	147	116	1	0	0	0	0	115	0	0.0	0.0	
～9未満	112	78	0	0	0	0	0	78	0	0.0	0.0	0.0
～10未満	64	40	0	0	0	0	0	40	0	0.0	0.0	
～11未満	70	42	0	0	0	0	0	42	0	0.0	0.0	
～12未満	42	29	1	0	0	0	0	28	0	0.0	0.0	
～13未満	37	16	0	0	0	0	0	16	0	0.0	0.0	0.0
～14未満	33	11	0	0	0	0	0	11	0	0.0	0.0	
～15未満	29	10	0	0	0	0	0	10	0	0.0	0.0	
15以上～	256	12	0	0	0	0	0	12	0	0.0	0.0	
計	420,543	411,922	119,815	100,614	23,236	34,085	3,558	69,690	60,924	100.0	100.0	100.0
最高値	66	25	11	5.9	2.6	3.6	1.6	25	3.9			

※割合(%)は線量別に端数処理を行っている

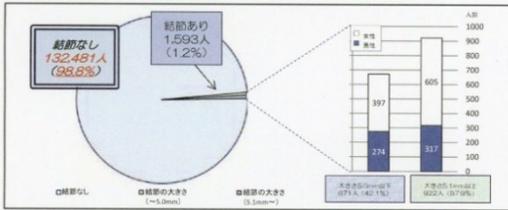


# 福島県 子供甲状腺結節 調査結果

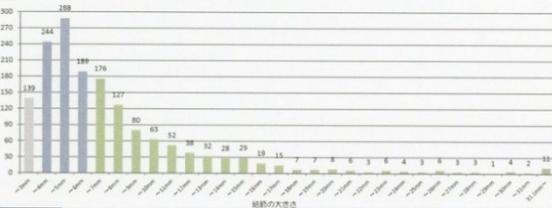
## (3) 結果詳細 (H24年度検査：結節について)

### ① 結節(しこり)の有無及び大きさによる集計

結節の有無・大きさ	全体		判定区分	割合 (単位:人)
	男	女		
なし	132,481	67,440	A 1	98.8%
～3.0mm	139	68	A 2	0.5%
3.1～5.0mm	532	205		
5.1～10.0mm	635	229	B	0.7%
10.1～15.0mm	179	53		
15.1～20.0mm	56	17		
20.1～25.0mm	22	8		
25.1mm～	30	10		
計	134,074	68,031		



### ② 結節(しこり)の有無及び大きさ別分布



## (5) 結果概要

### ① 細胞診結果

#### (i) 平成23年度

平成25年5月27日現在

- 悪性ないし悪性疑い 12例 (手術8例：良性結節1例、乳頭癌7例)
- 男性：女性 5例：7例
- 平均年齢 17.3 ± 2.0歳 (13-19歳、震災当時11-17歳)
- 平均腫瘍径 14.1 ± 7.6mm (6.0-33.0mm)

#### (ii) 平成24年度

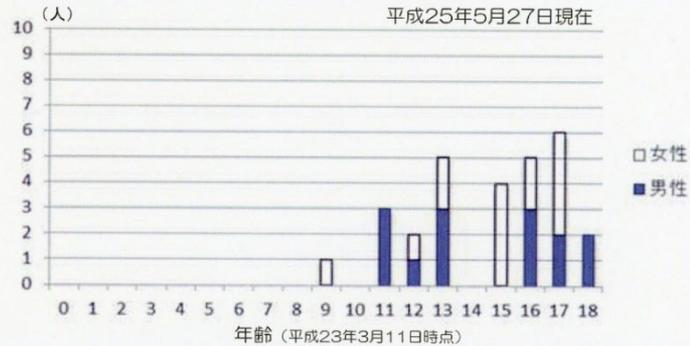
平成25年5月27日現在

- 悪性ないし悪性疑い 16例 (手術5例：乳頭癌5例)
- 男性：女性 9例：7例
- 平均年齢 16.1 ± 2.6歳 (11-20歳、震災当時9-18歳)
- 平均腫瘍径 18.1 ± 9.2mm (8.4-34.1mm)

#### 平成23-24年度合計

悪性ないし悪性疑い 28例 (手術13例：良性結節1例、乳頭癌12例)

### ② 細胞診で悪性および悪性疑いであった28例の年齢、性分布



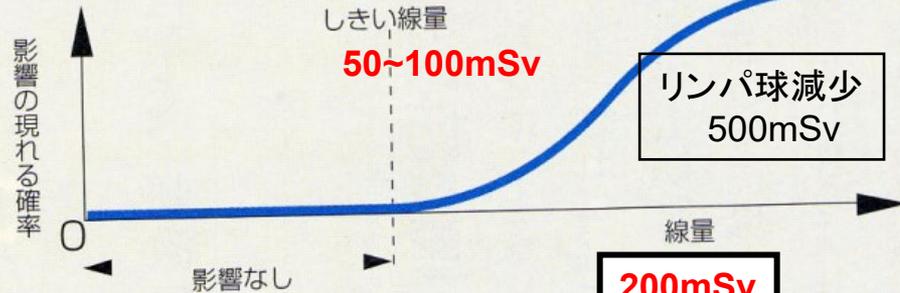
### ③ 平成23年度及び平成24年度県内実施対象市町村別二次検査結果

(平成25年5月27日現在)

# 放射線被ばくの危険性と安全性の境界(ジレンマ)

## 確定的影響と確率的影響

確定的影響 (脱毛・白内障など)



10人中8~9人に影響

LD50 6~7Sv

脱毛 > 1000mSv

確率的影響 (がん・白血病など)



100mSv (+0.5%)

200mSv +1%

1000mSv +160%

実測値

推定値

1mSv (+0.005%)

20mSv (+0.1%)

平均30歳の100mSv被ばくした集団3000人のうち40年間に1000人が癌を発症するとき、5人の過剰が出る。

# NPT（核不拡散条約）とは

- 1968年署名、1970年発効
- 191か国が加盟  
（インド、パキスタン、イスラエルが未加盟。北朝鮮は脱退宣告）
- 核兵器国5か国（米、ロ、英、仏、中）の核保有を公認
- 非核兵器国の核保有や開発を禁止。保障措置（査察）の受諾を義務化。
- 核兵器国に核軍縮の義務
- 核エネルギーの平和利用の権利を保証
- 「再検討プロセス」  
→5年毎の再検討会議と  
その間の準備委員会

## ●NPT第6条

「各締約国は、核軍備共同の早期の停止および核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、ならびに厳格かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する」



■ 2010年NPT再検討会議の最終文書（2010.5）  
→核兵器の非人道的性格について初めて言及

「会議は、核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道的結果をもたらすことに深い懸念を表明し、すべての加盟国がいかなる時も、国際人道法を含め、適用可能な国際法を遵守する必要性を再確認する。」



■ 国際赤十字社・赤新月社の貢献

- ・ ケンベルガー赤十字国際委員会  
(ICRC)総裁（当時）演説（2010年4月）  
「核兵器の時代に終止符を」
- ・ 国際赤十字・赤新月運動代表者会議決議  
(2011年、2013年)





国際赤十字・赤新月社連盟(IFRC)/スイス赤十字委員会(ICRC)合同総会：  
朝長院長による核廃絶決議採択のための原爆講演(ジュネーブにて2011年11月26日)



# 「核兵器の非人道性に関する」国際会議

専門家らの科学的知見、各国政府、国連、国際赤十字などの国際機関、市民社会の代表による会議

## 第1回 2013年3月4～5日 ノルウェー・オスロ

- 127か国が参加、5つの核兵器国は不参加
- いったん核兵器が使用されたら
  - いかなる国家も、あるいは国際機関も、緊急事態に十分に対応し、被害者に十分な救援活動を行うことは不可能
  - そのような対応能力を準備しておくことは不可能
  - 即時的にも長期的な壊滅的な結果
  - 影響は国境を越え世界的な重大影響

## 第2回 2014年2月13～14日 メキシコ・ナジャリット

- 146か国、5つの核兵国は不参加
- 初の「被爆者セッション」
- 主たる結論：
  - 核爆発は社会経済開発を阻害し、環境悪化も招く。
  - インフラ、経済活動、貿易、通信、医療施設、学校などの再建には数十年がかかる。
  - 放射線被曝は短・長期的に人体のあらゆる臓器に悪影響を与える。
  - 核拡散、サイバー攻撃に対する脆弱性、人的ミス、テロなど、**核兵器使用のリスクは世界規模で増大している。**
- 「次の行動」= **法的枠組みの制定**を求める声が参加者から相次ぐ。



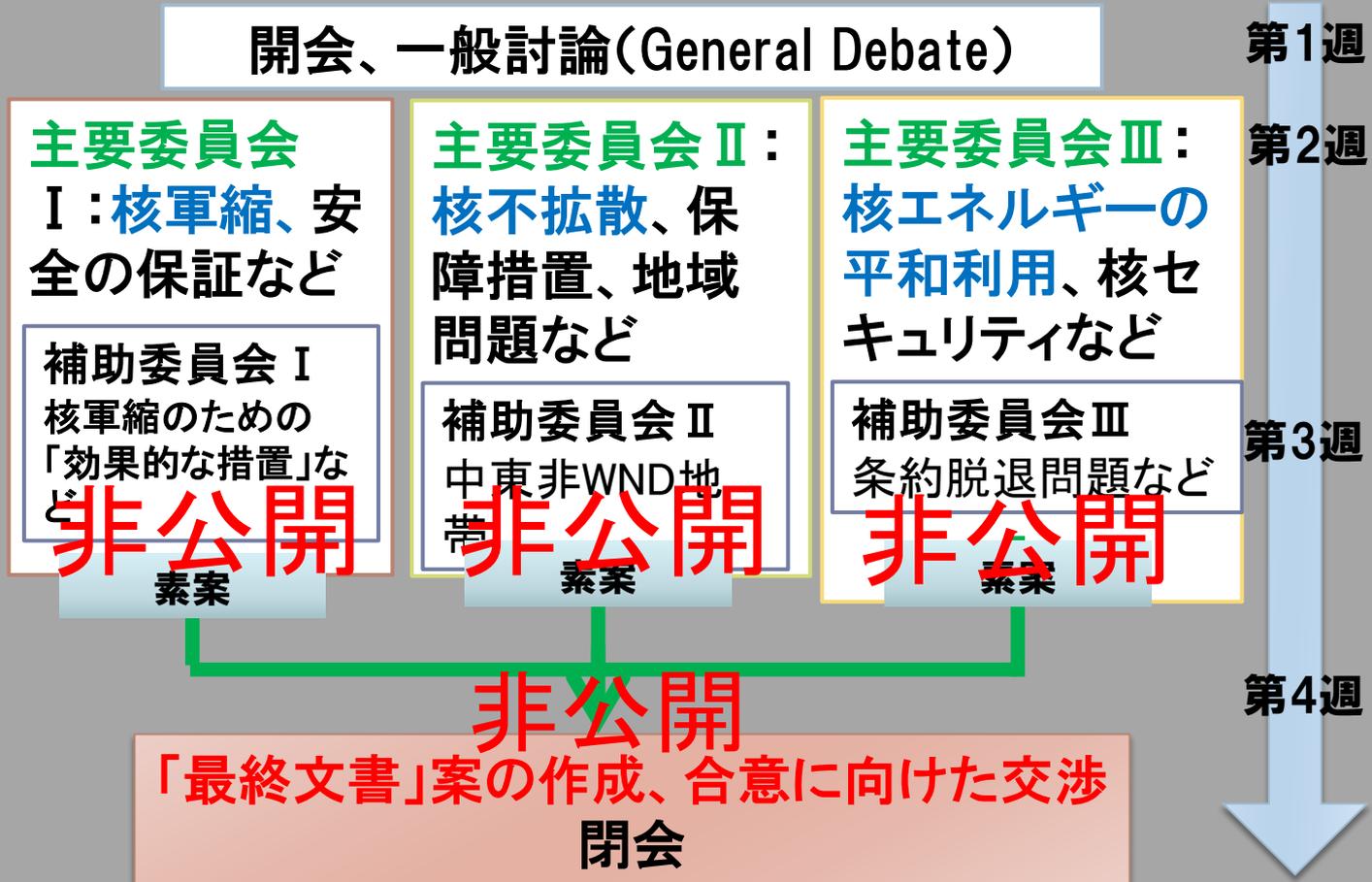
“核兵器の人的影響に関する広範かつ包括的議論は、法的拘束力のある条約を結び、新たな国際基準及び規範を実現するための、政府及び市民社会の連携につながる。…このような外交プロセスを開始する時期が来た…広島、長崎から70年目を迎える今こそ、目標に向かうマイルストーンであり、ポイント・オブ・ノーリターンである。”（議長総括より）

## 第3回 2014年12月8～9日 オーストリア・ウィーン

- 過去最大の158。米、英も初参加
- テーマ別セッション
  - 核実験の影響⇒マーシャル諸島、米、豪州など
  - 国際規範と核兵器の非人道的影響の全体像  
⇒国際環境法や国際保健法が核爆発の事態に  
いかに適用されうるか、  
⇒核兵器と国際人道法との関係、  
⇒哲学、倫理
  - 「核抑止」政策に内在するリスクも議論される
- 「オーストリアの誓約」文書が出される
  - 2015年1月、オーストリア政府が各国に賛同要請を送付

「核兵器の禁止及び廃棄に向けた**法的なギャップ（欠けている部分）を埋める**ための効果的な諸措置を特定し、追求することを求める」「**核兵器を忌むべきものとし、禁止し、廃絶する**努力において、すべての関係者と協力していく」

# 再検討会議・議事の主な流れ



## 最終文書案の全会一致合意には至らず ～直接の原因となった「中東」問題とは？～

- ▶ 1995年NPT再検討・延長会議は、中東地域に「核・生物・化学兵器のない地帯を創る」ことを定めた「**中東決議**」に合意。
- ▶ 2010年NPT再検討会議は、「中東非大量破壊兵器地帯」の設置に向けた**国際会議**を2012年末までに開くことで合意。⇒現在まで実現せず。
- ▶ この問題をめぐって、**イスラエル&イスラエルを擁護する米国**と、エジプトなど**中東諸国**が激しく対立。
- ▶ フェルーキ議長が出した最終文書案の記述に対し、**米国、英国、カナダ**が反対。⇒最終文書案の採択ならず。

■最終文書案に至る過程で、「非人道性への認識」「非人道性会議の成果」等は大きく削除・修正される。

■法的枠組みについても、「核兵器禁止条約」などの具体的名称は削除される。法的アプローチへの動きを弱める表現に変えられる。

⇒「大多数の声」が反映されないプロセスに批判。

一方、最終文書案には「今後に向けた手がり」も。

■第70回国連総会(2015年秋)にて、法的アプローチの議論を含む検討を行う新しい会議を設立することが勧告された。



米政府：「最終文書の（中東会議  
関連部分以外の）他のすべての部  
分に賛同する用意があった」

これまでも様々な非人道兵器が禁止されてきた

生物兵器、化学兵器、対人地雷、クラスター弾を禁止する国際条約がすでに存在する一方、核兵器に関しては現在までにそのような条約はつくられていない。



生物兵器



WEAPONS

Banned under the Biological Weapons Convention

1972



化学兵器



WEAPONS

Banned under the Chemical Weapons Convention

1993



対人地雷



MINES

Banned under the Anti-Personnel Mine Ban Treaty

1997



クラスター弾



MUNITIONS

Banned under the Convention on Cluster Munitions

2008



核兵器

NUCLEAR WEAPONS

NOT YET BANNED BY TREATY

# 2010年以降の核兵器をめぐる議論の**変化**

**軍備管理・安全保障  
アプローチ**

→廃絶は遠い未来

**「国家」の安  
全保障**

核兵器保有は大国の証

核兵器が国の安全を守る

核兵器は役に立つ兵器

核兵器には価値がある



核兵器を持つ  
ことは恥

核兵器では  
人々の安全は  
守れない

**人道アプローチ**

→核兵器を2度と使  
わせてはならない。  
核兵器禁止条約を  
つくり、核廃絶を  
実現。

**「人間」の安  
全保障**

一発の核爆発でも  
壊滅的な被害をも  
たらす

## 新アジェンダ連合の提案（メキシコ、アイルランド、ブラジル、エジプト、ニュージーランド、南アフリカ）

（１）「主要委員会Ⅰ」（核軍縮）の補助委員会において、「核兵器禁止の法的枠組み」をテーマの一つにする。

（２）NPT再検討会議以降も、国連総会などあらゆる核軍縮協議の場で、「核兵器禁止の法的枠組み」の議論を前進させるという「決定」を再検討会議で行う。

（１）は実現するも、核兵器国は「法的なアプローチ」に激しく抵抗。⇒従来の「ステップ・バイ・ステップ」アプローチが最善の道であるとの主張を繰り返す。

日本政府の  
核政策  
日米安保条約



VS



# 核兵器禁止への流れが進む中、日本は？

- ▶ 存在感を発揮できず。核兵器国への同調姿勢が顕著に。⇒問われる「被爆国としての真価」
- ▶ 「非核兵器国」の2つの種類
  - ⇒核兵器に依存しない「真の非核兵器国」
  - ⇒核兵器依存の「核同盟国」

## 日本政府が今後できること：

- ⇒「非人道性の誓約」への賛同
- ⇒国連総会その他で、「核兵器禁止の法的枠組み」の議論に積極参加していく。
- ⇒「北東アジア非核兵器地帯」設立をめざすなど、核兵器依存すなわち核の傘からの脱却をめざした安全保障政策をとっていく。

**2009年 オバマ米大統領**

**プラハ演説とノーベル平和賞**

**「米国は、核兵器を使用した唯一の国として道義的に責任があり、核兵器のない世界の平和と安全を追求すること」を約束**

**2010～2016**

**核兵器の非人道性のコンセンサスと  
国際政治**

**1970年発効の核不拡散（NPT）条約第6条**

**「各締約国は核競争の早期停止と、  
核軍縮を誠実に行う約束」**

**遅々として進展しない核廃絶プロセスへの不満  
非核兵器国と市民社会に鬱積**

## 核兵器の非人道性の諸相

- 1) 無警告
- 2) 無差別
- 3) 大量殺戮(虐殺)と都市壊滅（通信・インフラ・医療機関の壊滅）
- 4) 爆風・放射線・熱戦による毒ガスを上回る苦痛（急性障害）
- 5) 生涯持続性の放射線後遺症（後障害）
- 6) 生涯持続性の精神的影響
- 7) 100万人都市に対する16キロトン原爆及び1メガトン水爆の攻撃を受けた場合の都市インフラ被害および人的被害のシミュレーション

## 非人道性をめぐる日本と世界の歴史

- 1) 広島・長崎（1945年）以前  
原爆に非人道兵器の懸念が存在した
- 2) 広島・長崎（1945）直後  
鈴木（終戦）内閣、米国に抗議、非人道性の指摘  
ICRC本部から世界の支部へ通知  
長崎、原爆被爆者780名を収容した大村海軍病院長  
、泰山弘道少将の非人道性を I C R C への電報
- 3) 下田判決（1963年）  
被爆者の賠償訴訟の裁判  
広島長崎への原爆投下の違法性、認定  
唯一の核兵器の非人道性に関する裁判所判断
- 4) 国際司法裁判所の勧告的意見（1996年）  
「核兵器の使用は一般的には国際人道法に反するが、  
一国の危急存亡の場合にその使用が禁止されるかどう  
かは判断できない」核兵器の使用に例外規定が残る  
核抑止論に立つ核保有国などの主張に一定の根拠を  
与えることになった。

- 5) 播基文国連事務総長の5項目提案 (2008年)
- 6) 2010年のICRCケレンベルベルガー会長の声明
- 7) 2010年NPT再検討会議における非人道的結末の憂慮表明
- 8) 2013～2014年 核兵器の非人道性に関する国際会議 (第1回オスロ、第2回メキシコ、第3回ウイーン)

#### オーストリアの総括

核爆発の影響は国境を越え

人体影響を含め長期に持続

都市に対して壊滅的

国境を越えて地球環境を損ない

飢餓などにより人類の生存を脅かす

核実験の爆発も同様

核兵器が存在する限り核爆発のリスクはつきまとう

これを完全に防ぐための唯一の保証は核兵器の完全廃絶である。

核爆発がいったん起これば、人道的な対応や医療救援活動は不可能

根本的には爆発の予防しかない。

現時点では核兵器の移送、製造、使用を禁止する包括的な法的規範

がなく、ここに法的ギャップが存在する。

核兵器の爆発がもたらす壊滅的結末は法的、倫理上の大問題

**9) 2015年NPT運用会議における非人道性をめぐる議論**

**オーストリアが主導し159カ国ステートメント**

**核兵器爆発の壊滅的結末**

**爆発の即時の人道的緊急事態への対応不可能**

**二度と使用されないことが人類の利益に直結**

**核兵器が決して使用されない保証は核兵器の全廃**

**オーストラリアの主導により26カ国（米国、日本など）**

**核兵器の非人道性を強調すると同時に、**

**核兵器国が実質的に参加する取り組みが必要**

**世界レベルで核兵器の安全保障の側面も同じ比重で重要**

**10) 2015年12月国連総会**

**核兵器の法的禁止の枠組み協議を促進する公開作業部会Open-ended Working Group(OEWG)の2016年開催決定**

**11) 2016年3回にわたるOEWG会議**

**核兵器の禁止の法的枠組み協議を国連において開始すべきとする決議、多数決採択国連総会第1委員会に提案。日本は棄権**

**12) 2016年10月国連第1委員会決議**

**核兵器禁止条約の多国間交渉会議を2017年に2回行う決定**

**多数決決定、賛成123、反対38、棄権16。日本は反対、中国、オランダ（NATO国）は棄権、北朝鮮は賛成**

**その後、日本政府は2017年の会議自体へは参加を表明**

#### 4. 非人道性の倫理哲学面におけるジレンマ

- ・人間の安全保障を破壊する核爆発の非人道結末の認識
- ・核抑止論に立つ核兵器国や日本などの同盟国の核政策
- ・世界のジレンマ、日本のジレンマ
- ・国家・国民の安全に対する国家の責任と義務、「一種の人道観念」
- ・1996年のICJの勧告的意見の付帯意見  
危急存亡の危機回避手段として核兵器の使用は違法とは言えない
- ・人間の安全保障を中心においた核兵器の非人道性のコンセンサス
- ・国家の核抑止政策を基礎とする安全保障をその上位に置く考え方、冷戦の遺産

## **5. 非核兵器国（市民社会） v s 核兵器国・核依存国（日本）の考え方**

### **<非人道派>**

**「人間の安全保障主義」に立ち、  
核兵器禁止条約を成立させ  
規範を先行させる  
規範には核兵器国も従わざるを得なくなる**

### **<安全保障優先派>**

**世界政治の現状から核抑止政策を維持  
核による抑止が不要な世界を実現すること優先  
唯一の法的枠組みのNPT条約に依拠  
CTBT批准の貫徹、核分裂物質生産禁止条  
約（FMCT）の成立、  
ステップバイステップ（ブロック積み上げ）方式  
究極的には核なき世界を目指す**

## **6. オバマの言う人類の英知**

**人類は「科学の力により生み出した核時代を終焉に導くための英知をまだ創出できていない」**

**自らが作りだした軍事力によって人類は身動きがとれなくなっている**

**核戦争防止国際医師会議（International Physicians for the Prevention of Nuclear Wars〔IPPNW〕**

**1985年ノーベル平和賞）**

**核抑止論の蔓延を疫病（Pandemic）の流行**

**核抑止により都市（すなわち人間）を標的とする核兵器の照準は人間にも照準が合わされていると認識すべき**

**その即時（Alert）体制が生存のリスクを高めている**

**科学者の責任**

**ノーベル賞受賞の物理学者（アインシュタインや日本の湯川秀樹博士）が立ち上げたパグワッシュ会議（1995年ノーベル平和賞）**

**市民社会の責任**

**核抑止論を市民の過半数が承認または黙認する状況、米国、日本（？）**

**人間の安全保証を優先する政治指導者は生まれない**

## 7. 非人道派と核抑止政策派の共同作業こそ人類の英知状況は切迫している

この12月国連総会で一定の形の核兵器禁止条約が成立する可能性

反対派が出席するか見通せない

日本政府は出席を公表、橋渡し役を果たせるか？

両派の亀裂の緩和が喫緊の課題

両派の歩み寄りが必須である（妥協）

核兵器国の核兵器禁止条約への一定の理解を引き出す必要

核なき世界を目指すという究極の目標は両派とも共有

核兵器国側が主張しているステップバイステップ

核抑止政策の必要度を低減していくプロセス、非人道派も理解の必要

核兵器禁止条約成立に向かう政治力学の中で、両派の協議に交渉のコアを置く

ステップバイステップの各段階話し合いが、ギャップを埋める

核兵器国には非人道性のより一層の深い認識を迫る

禁止条約の規範の確立後に核兵器国と種々のプロセスを協議することの困難さ

## **8. 大きな視点からは、両派の考えは同じ方向性に収斂その交渉のプロセスこそ人類の英知**

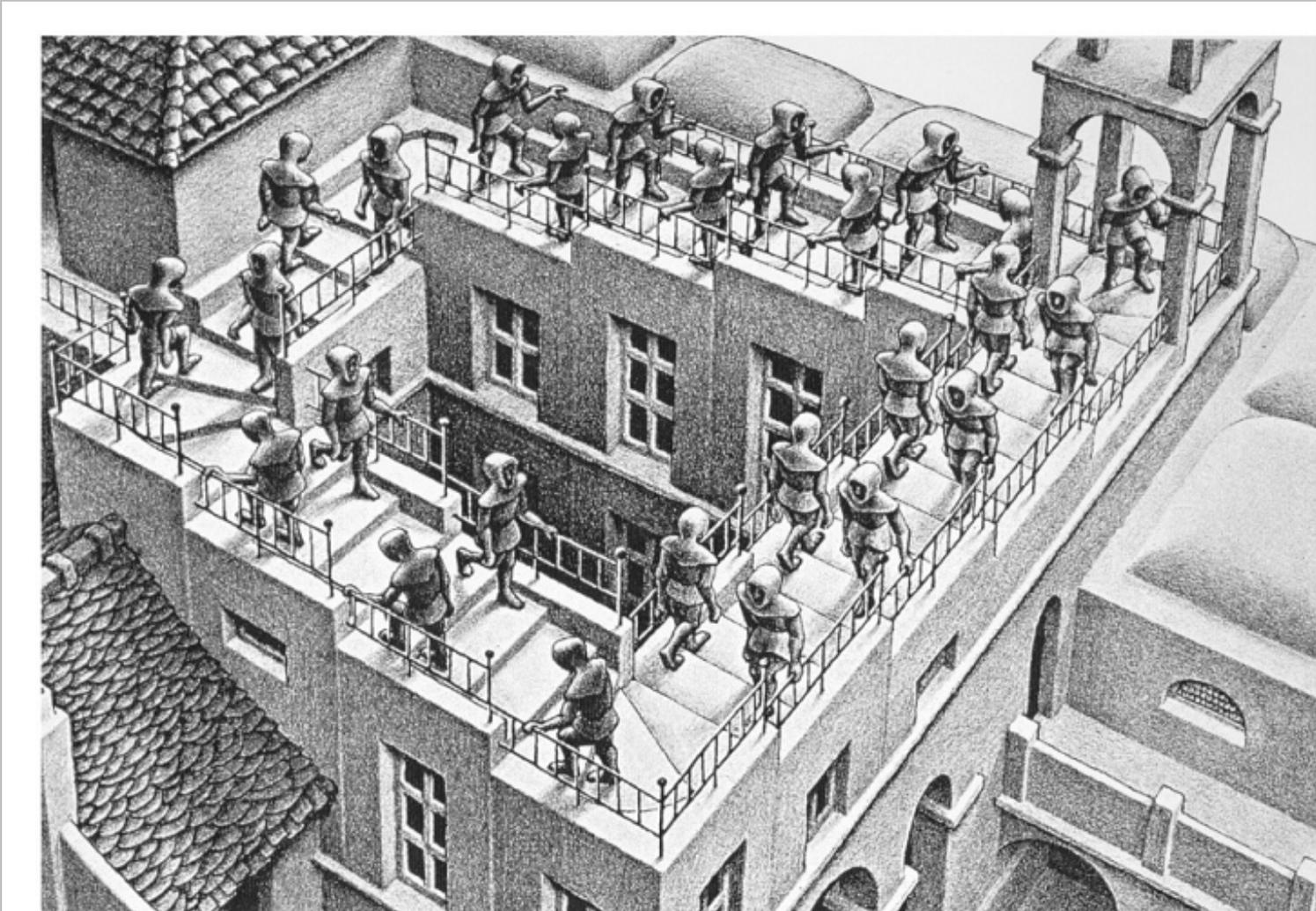
### **新アジェンダ連合（NAC）の核兵器禁止条約のタイプ分け**

- 1. 検証制度まで含む完全な核廃絶を一気に目指す包括的核兵器禁止条約（Comprehensive Nuclear Convention）**
- 2. 開発から使用、威嚇までを先行禁止する核兵器禁止先行条約（Nuclear Weapon Ban Treaty）**
- 3. NPTを中心に、CTBT、FMCTなど核兵器の諸禁止事項を包括したフレキシビリティのある枠組み合意**
- 4. 1～3の混合型**

**3の枠組み合意が最も核兵器側との交渉において力を発揮するフレキシブルに種々の取り決めのタイムテーブルを設定する核兵器国側のいうステップバイステップとほとんど変わらない効果を持つ**

**日豪政府の核不拡散・核軍縮に関する国際委員会（ICND）の報告書：短期、中期、最終段階の長期的タイムテーブル**

**緩やかな形で核兵器禁止条約の成立を核兵器国側が承認するというぎりぎりの交渉交渉の最大の山場となるであろう。**



M・C・エッシャーの「上昇と下降」(1960年)の一部

## 米国の核戦力現代化(トランプNPR)

今後30年に核兵器の維持と近代化に1.2兆ドル。冷戦期をはるかに超える。

**ICBM:** 2030年までに現在のミニットマンⅢの寿命延長を完了させる。すでに次世代の代替GBSD開発に着手。2029年に交代開始

**SSBN/SLBM:** 弾頭2種類のうち1つの寿命延長が進行中、2019年に完了。もう1つの寿命延長を開発中。次世代戦略原潜(SSBN)コロンビア級12隻の開発が進行中、最初の1隻の購入が2021年。

**戦略爆撃機:** 現在の2機種(B52H、B2A)の改良が進行。次世代爆撃機(B21)開発中、2025年頃に購入開始予定。新型空中発射巡航ミサイル(LRSO)を2022年頃搭載。

**戦術核兵器:** 世界中の両用航空機をF35で再編。低威力SLMB弾頭、海洋発射核巡航ミサイル(SLCM)の開発。

GBSD=Ground Based Strategic Deterrent/LRSO=Long-Range Stand Off cruise missile

## ロシアの核戦力現代化

ソ連崩壊後に失った米国とのパリティを取り戻す開発と、それを超えた不透明な部分がある。

**ICBM:** 旧ソ連時代のミサイルを新型ヤルスに転換中、2022年に完了予定。ヤルスにはミサイル防衛突破能力向上の目的が含まれる。さらにレール移動型ヤルスも開発中。

**SLBM/SSBN:** 現在のデルタⅢ、Ⅳ級SSBNにシネバSLBMが搭載された形から、新型のボレイ級SSBNにブラバSLBMを搭載した形への移行が進行している。ボレイ級原潜の初代の8隻を2020年代半ばに完了か。

**戦略爆撃機:** 現在の2機種(Tu160、Tu95MS)を置き換える次世代爆撃機PAK-DAを開発中、2023年に導入予定。

**戦術核兵器:** 地上発射巡航ミサイル(GLCM)再配備？短距離ミサイル・イスカンドルの拡大。

PAK-DA=Perspektivnyi Aviatsionnyi Kompleks Dal'ney Aviatsii  
(長距離飛行のための将来型航空複合機)

## 金正恩・2018年頭の辞

- 「さまざまな核運搬手段及び超強力な熱核兵器の実験を行うことによって、我々は我が国の総路線と戦略目標を成功裏に達成し、わが共和国は遂に強力な信頼性のある戦争抑止力を保有するに至った。いかなる力もこれを覆すことはできない。
- 我が国の核戦力は、いかなる米国の核の脅しも打ち砕き、反撃することができる。それは、米国が冒険主義の戦争を始めることを阻止する強力な抑止力である。
- 米国は、もはや私や我が国に対して敢えて戦争を仕掛ける方法はないであろう。
- 米本土すべてが我が核攻撃の射程内にある。核のボタンは常時私の執務机の上にある。これは脅迫ではなく現実であることを、米国ははっきりと自覚すべきである。

# 北朝鮮からの対話呼びかけ

- 2015年1月9日：2015年の韓国及び周辺における米韓合同演習を中止すれば、核実験を中止する用意がある。（米国は12日に「不釣合いの要求」と拒否。）
- 2016年1月15日：米韓合同演習を中止すれば、核実験を中止し、平和協定を締結する用意がある。
- 2016年7月6日：朝鮮半島非核化に5項目の要求。
  - ①韓国にある核兵器をすべて公表する。
  - ②すべての核兵器と核兵器基地を解体し世界的に検証する。
  - ③今後、核兵器攻撃手段を韓国に持ち込まないと保証する。
  - ④いかなる場合も核攻撃やその脅しをしないと誓約する。
  - ⑤核兵器使用権限のある米軍部隊を撤退させる。

国連軍縮委員会報告書（1999年）

「地域の関係国間の自由意志によって合意された体制に基づく  
非核兵器地帯の設立」

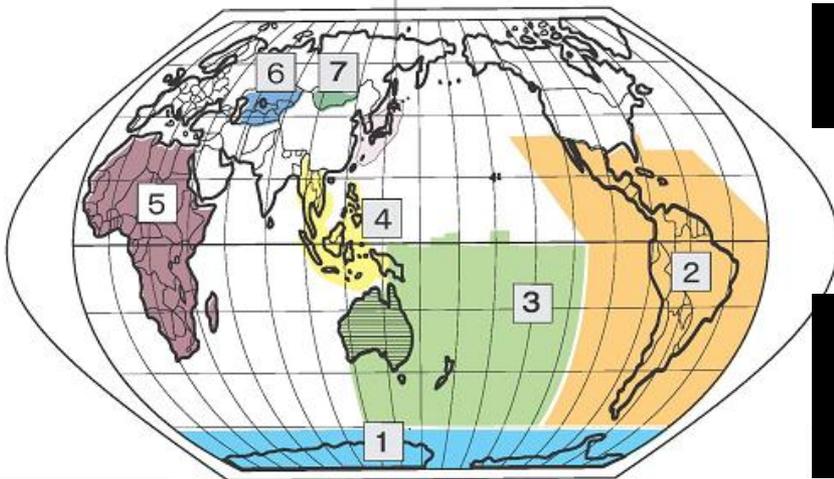
「地域の関係国間の自由意志による合意あるいは取り決めに基づく非核兵器地帯の設立、またこれらの合意あるいは取り決めが完全に遵守され、その地帯が核兵器から真に自由であることの確認、そして核兵器国によるそうした地帯の尊重は、重要な軍縮手段となる。」

### 非核兵器地帯の3要素

1. 核兵器の不存在
2. 核兵器による攻撃・威嚇の禁止（消極的安全保証）  
→「核の傘」不要
3. 検証制度

**非核兵器地帯の3要素**： 1. 核兵器の不存在 2. 核兵器による攻撃・威嚇の禁止(消極的安全保証)→「核の傘」不要  
3. 検証制度

北東アジア非核兵器地帯  
(NGO提案)



- 1 南極条約
- 2 ラテンアメリカおよびカリブ地域における核兵器禁止条約(トラテロルコ条約)
- 3 南太平洋非核地帯条約(ラロトンガ条約)
- 4 東南アジア非核兵器地帯条約(バンコク条約)
- 5 アフリカ非核兵器地帯条約(ペリンダバ条約)
- 6 中央アジア非核兵器地帯条約(セミパラチンスク条約?)
- 7 モンゴル非核兵器地位\*  
\*国連総会決議

## 世界の非核兵器地帯

# 「スリー・プラス・スリー」北東アジア非核兵器地帯案



3

つの非核兵器国  
による**非核兵器**  
の誓約

日本  
非核三原則、原子力基本法  
南北朝鮮  
朝鮮半島非核化共同宣言  
(1992. 1. 20)

+

3

つの核兵器国  
による法的拘束力の  
ある**消極的安全保証**

## 3+3北東アジア非核兵器地帯 のメリット

- ■日本と韓国は、中国・ロシアの脅威を理由に米国の「核の傘」で守られる必要はなくなる。したがって核兵器禁止条約に参加できる。
- ■日本は被爆国として、核兵器廃絶への指導力を有効に発揮できる。
- ■北朝鮮は米国の脅威を理由とした核保有の必要はなくなる。
- ■米、中、ロ、韓国、北朝鮮は、日本の核武装の不安から解放される。
- ■地域の安保環境の好転の契機となる。

## RECNAの提言(2015年3月) 「北東アジア非核化への包括的枠組み協定」

- (1) **宣言的条項**: 朝鮮戦争の戦争状態を終結し、締約国の相互不可侵・友好・主権平等などを規定
- (2) **宣言的条項**: 核を含むすべての形態のエネルギーにアクセスする平等の権利と平和利用を担保。北東アジアの安定と朝鮮半島の平和的統一に資することを目的とする「北東アジアにおけるエネルギー協力委員会」を設置
- (3) **実務的条約**: 北東アジア非核兵器地帯を設置するために必要なすべての条項を備えた条約
- (4) **実務的条項**: 協定の確実な履行を保証し、地域の他の安全保障諸課題の協議にも開かれた常設の「北東アジア安全保障協議会」を設置

## これまでの政治的成果

- ◆外務省「日本の軍縮・不拡散外交」(2002～、2-3年毎)
  - 2011年(第5版) 初めてNEA-NWFZに短く言及
  - 2013年(第6版) スリー・プラス・スリー構想に言及
  - 2016年(第7版) 第6版とほぼ同じ
- ◆日韓国国会議員のNEA-NWFZを指示する共同声明(2011)  
日本86名(3人の外務大臣経験者を含む)+韓国7名
- ◆民主党(日本)核軍縮議連 NEA-NWFZ条約草案を発表  
(2008年8月)
- ◆岡田克也副首相(当時)、国会で新答弁(2012年4月)  
「北朝鮮の核兵器計画を諦めさせる手段として有効」
- ◆国連軍縮諮問委員会の勧告(2013年7月)

## 今日のメッセージ

核廃絶という究極の目標が確立されている今、何が最終的な核兵器の製造、保持、使用を禁止する条約を作る真の力になるだろうか？

**核兵器を信奉し、その維持を図ろうとする政府および政治家と軍人を恐れさせるもの（存在）が絶対に必要である。**

それは、その政府と政治家を選ぶ国民、核兵器国の国民、核の傘に依存する国の国民（日本など）、最多の非核兵器国の国民、すなわち地球市民がヒバクシャと共に、いつ最終的に立ち上がり、核廃絶の最後の審判という行動に打って出るか？

遠からずその時が来るだろうか？

**～核兵器を作ったのは人間の叡智という過ち、やめるのも人間の叡智と怒り～**